

第2章

熊谷市自治会連合会について



熊谷市自治会連合会とは

1 概要

自治会活動の円滑な推進と熊谷市の発展に寄与することを目的とし、市内の自治会が参加する熊谷市自治会連合会を組織しています。

2 熊谷市自治会連合会の事業

熊谷市自治会連合会では、主に次のような事業を実施しています。

①市報等広報紙の配布（毎月）

熊谷市自治会連合会は、市から市報と行政機関等の広報紙の配布事業を受託し、協力しています。配布業務は全ての自治会に協力いただき配布していますが、年間一世帯 850 円の配布委託料が交付されています。熊谷市自治会連合会では、その委託料を配布世帯数に応じて各自治会へ交付しています。

なお、配布世帯数は、「広報紙等配布数報告書」を、各自治会長から提出いただくことで確認しています。（例年 2 回（4 月、10 月）確認をしていましたが、令和 2 年度から年 1 回）（16 ページ参照）

②総会・自治会長表彰（5 月）

熊谷市自治会連合会の総会は例年 5 月に開催しています。

また、自治会活動に尽力している自治会長等に対し、感謝の意を表するため、熊谷市自治会連合会表彰規程に基づき、感謝状を贈呈しています。表彰の種類は、次のとおりです。

- 自治会長在職 5 年
- 自治会長在職 10 年
- 副会長又は会計在職 10 年以上（自治会長推薦が必要です。）
- 自治会連合会会長、自治会連合会副会長及び地区自治会連合会会長を退任した自治会長
- 20 年以上在職し退任した自治会長

③くまがや自治連だより「ひろば」

熊谷市自治会連合会の発行する広報紙です。紙面にて市内の自治会の活動状況及び自治会連合会の事業報告を写真付で紹介します。例年2回発行してきましたが、後述するホームページを活用することにより、令和2年度から年1回の発行とします。



④新任自治会長研修（5～6月）

新任自治会長を対象に、自治会のあり方や運営方法、市とのつながりについて知っていただき、円滑な自治会運営が行えるよう支援することを目的とした研修会を開催しています。



⑤その他研修等

自治会長を対象に、専門知識の習得や自治会同士の気軽な情報交換を目的として、研修・講演会等を行っています。実施内容や時期は、年度によって異なります。

令和元年10月17日 講演会
 <テーマ>
 「大きく変わった介護保険制度
 ～住み慣れた地域で健康に
 生活するためには～」



3 その他

①会費の徴収

熊谷市自治会連合会の会費は、一世帯 30 円を上半期の広報紙等配布委託料（8 月末日振込）から差し引いて徴収しています。

②回覧板

新しく作成した回覧板を令和元年 11 月に全自治会に配布しました。班数が増えた等の理由で追加の回覧板が必要な場合は、事務局（市民活動推進課又は各行政センター地域振興係）までお越しください。

<注意事項>

- ・ 1 年度内で班数を上限とした冊数を配布できます。
（例：班が 10 班ある自治会→10 冊までお渡しできます。）
- ・ 数に限りがあるため早急にはご要望にお応えできない場合もあります。

③加入促進マニュアル及びパンフレット

自治会加入率の向上を図るため、加入促進マニュアル及びパンフレットを毎年総会資料に同封して配布しています。パンフレットが不足する場合は事務局へお越しください（市民活動推進課又は各行政センター地域振興係）。



加入促進
パンフレット



回覧板

④自治会連合会ホームページ

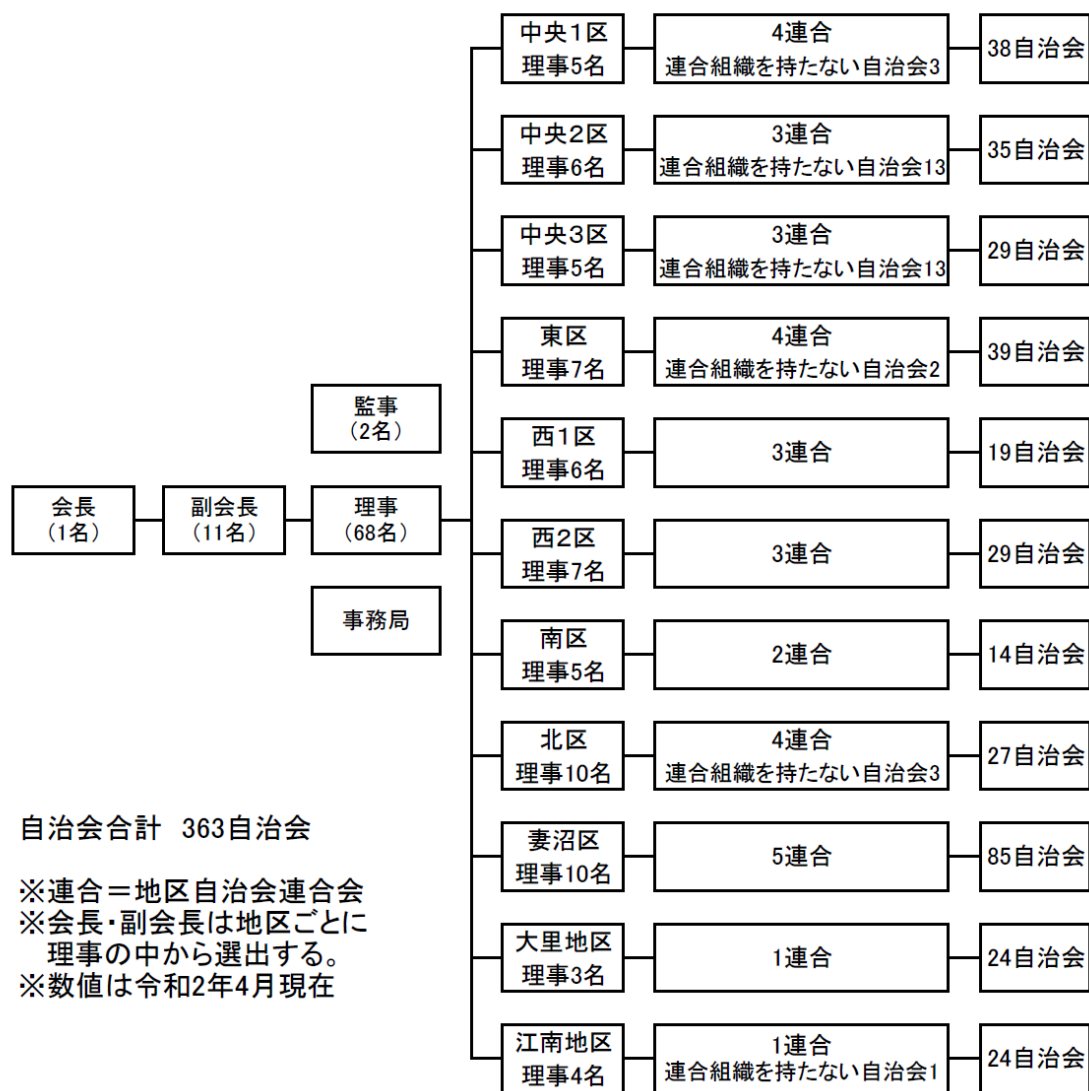
令和元年 12 月に、自治会連合会のホームページを開設いたしました。自治会長へのお知らせや、各自治会の活動紹介などをしておりますので、ぜひご活用ください。



<https://kumagaya-jichiren.com/>

4 熊谷市自治会連合会組織図

熊谷市自治会連合会組織図



◎事務局

市民活動推進課 自治振興係 TEL : 048-524-1129 (直通)

FAX : 048-521-0520

大里行政センター地域振興係 TEL : 0493-39-0311 (代表)

妻沼行政センター地域振興係 TEL : 048-588-1328

江南行政センター地域振興係 TEL : 048-536-1522

5 手続の方法について

熊谷市自治会連合会に届出の必要な主な手続を記入例とともに解説します。ご記入いただいた書類は自治会連合会事務局（市民活動推進課、各行政センター地域振興係）へご提出ください。

①広報紙等配布数報告書

広報紙等配布委託料の算出根拠として提出する書類です。事務局では配布部数を把握するため、4月に各自治会へ配布数の報告を依頼します。配布部数に変動がない場合も、必ず基準日の配布数を記載の上、ご報告願います。

なお、令和元年度までは年2回の提出をお願いしておりましたが、令和2年度からは年1回となりました（記入例は18ページをご覧ください。）。

◎依頼時期：4月（基準日：4月1日）

- ・基準日の配布部数をご記入の上、期限までにご提出ください。
- ・自治会の加入世帯数と班数の記入もお願いします。

※注意事項

- ・地区によっては地区連合会長が取りまとめているところもあります。
- ・世帯数の増減により広報紙の配布部数を変更する場合は、広報広聴課への連絡が必要となります。手続方法については、34ページをご参照ください。
- ・ご報告いただいた配布部数を元に年間の委託料を算出し、年2回に分けてお振込みいたします（上半期：8月末／下半期：1月末）

②口座変更届

広報紙等配布委託料振込先の口座に変更があった時に提出する書類です。変更があった場合は、振込日（上半期：8月末／下半期：1月末）の1か月前までにご提出ください。なお、事務局では配布数報告書の通知に合わせ、4月下旬に口座変更届を郵送します。変更があった場合は早急にご提出願います（記入例は19ページをご覧ください。）。

◎受付時期：随時

③自治会長変更届

自治会長の変更があった時に提出する書類です。必要事項をご記入の上、自治会連合会事務局までにご提出ください。なお、事務局では年度末の役員交代に合わせ、2月下旬に自治会長変更届を郵送します。変更のあった場合は早急にご提出願います（記入例は20ページをご覧ください。）。

◎受付時期：随時

④熊谷市メール配信サービス「メルくま」の登録

熊谷市自治会連合会では、平成27年12月17日に熊谷警察署、熊谷市との三者で「熊谷市犯罪情報の住民提供等に関する協定」を締結しました。

この協定により、通り魔的な殺傷事件等の住民の生命身体に危険の及ぶおそれのある重要犯罪情報等について、熊谷警察署からの依頼に基づき、自治会を通じての注意喚起を行うことになりました。

つきましては、迅速・正確に情報を取得することができる「メルくま」の受信登録にご協力をお願いします。

なお、事務局から、年1回、受信登録回答書を郵送します。「メルくま」受信登録状況について、回答書の提出をお願いします（記入例は21ページをご覧ください。）。

《登録方法》

(1)携帯電話、パソコンから以下の宛先にメールを送信します。

宛先に touroku@kumagaya-city.jp と入力してください。

(2)「メルくま」登録用のメールが自動的に届きます。

※メールが届かない場合は迷惑メール防止設定を確認してください。

(3)メールに記載されたアドレスにアクセスします。

→

(4)登録画面が表示されます。「メール配信に同意する」を選択します。

→

(5)配信内容を選択します。

→

(6)利用者の小学校区を選択します。

→

(7)最終確認の画面です。「入力内容を登録する」を選択します。

(8)登録完了です。
これ以降は自動的にメールが届きます。

配布数報告書記入例

〇〇年 〇月〇〇日
熊谷市自治会連合会会長 様

取扱課：市民活動推進課

令和△△年度 市広報紙等配布数報告書

自治会名	熊谷 自治会	
会長名	熊谷 次郎	
班数及び自治会 加入世帯数 (4月1日現在)	10 班 (参考：令和＊年度報告数＊＊班)	100 世帯 (参考：令和＊年度報告数＊＊＊世帯)

【4月1日現在の部数を正確な数字で記入してください】

自治会に加入・未加入問わず 貴自治会で配布している広報紙 の部数 ※1世帯または1事業所に1部として算出してください。	① 102 部 参考：令和＊年度＊＊＊部
予備としてもらっている部数	② 5 部 参考：令和＊年度＊＊部
合 計 (配布数と予備を合わせた部数)	①＋② 107 部 参考：令和＊年度＊＊＊部

◆5月〇日(〇)までに提出をお願いします◆

FAX 048-521-0520

【事務局】	【電話】
市民活動推進課	048-524-1129
大里行政センター地域振興係	0493-39-0311 (代表)
妻沼行政センター地域振興係	048-588-1328
江南行政センター地域振興係	048-536-1522

この報告書は広報紙等配布委託料の算出根拠を把握するもので、年に1回、4月1日を基準日とする配布数の調査を実施しています。提出期限以降に配布数の変更を希望される方は、広報広聴課（内線 206）に御連絡願います。

事務局 処理欄	受付印	広報	No.
------------	-----	----	-----

口座変更届記入例

取扱課：市民活動推進課
F A X：048-521-0520

年 月 日

自治会口座変更届

熊谷市自治会連合会会長 様

熊 谷 自 治 会

会長名 熊 谷 次 郎

市報等配布委託料の振込先口座を下記のとおり変更いたします。

振込先 ○ JAくまがや _____ 支店

○ _____ 関東 銀行 信用金庫 _____ 熊谷支 _____ 店
信用組合

口座番号 普通・当座

	1	2	3	4	5	6	7
--	---	---	---	---	---	---	---

※ 数字は右詰で記入してください。

口座名義(カタカナ)

ク	マ	カ	シ	ヤ	シ	チ	カ	イ		カ
イ	チ	ヨ	ウ		ク	マ	カ	シ	イ	シ
シ	ロ	ウ								

◆ ご注意 振込先は、正確に記入してください。
自治会名が入っていない口座は、使用できません。

事務局 欄	入 力	自治会No.

自治会長変更届記入例

新自治会長が御記入ください

令和〇〇年 〇月〇〇日

自治会長変更届

熊谷市自治会連合会会長 様

(取扱課：市民活動推進課)

F A X : 048-521-0520

自治会名 熊谷 自治会

以下のとおり変更しましたのでお届けします。

前自治会長名	熊谷 太郎
--------	-------



(ふりがな)	くまがい じろう	年齢	性別
新自治会長名	熊谷 次郎	× × 歳	男・女
住 所	熊谷市 宮町〇丁目△△		
連絡先	固定電話	× × × (× × ×) × × × ×	優先的に連絡を希望する方に○をつけてください。 固定電話 携帯電話 ※○をつけた方を名簿に掲載します。
	携帯電話	△△△(△△△△)△△△△	
	F A X	□□□(□□□)□□□□	
変更年月日	令和 〇〇 年 △ 月 △△ 日		

※個人情報の取扱いについて

熊谷市自治会連合会では、名簿取扱規程を制定しています。いただいた個人情報は熊谷市自治会連合会名簿として記録し、自治会長相互の連絡に用いるほか、名簿取扱規程に基づき管理します。

自治会長の個人情報に関する情報提供依頼があった場合、依頼者の氏名・住所・連絡先・申請理由等を記録した上で、名簿取扱規程第3条により、必要最小限の情報を提供します。

情報提供できる場合は以下のとおりです。(第3条より抜粋)

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 熊谷市に転入又は転居した者から、自治会への加入のための提供依頼があったとき。
- (3) 熊谷市からの案内、通知若しくは依頼又は開発行為、建築工事等に係る連絡のための提供依頼があったとき。
- (4) 国又は県その他の地方公共団体から、公共の用に使用するための提供依頼があったとき。
- (5) 事業者から建築物の建築又は住宅の販売に際し、行政指導に基づくごみ集積所の設置又は道路工事に係る説明、申請等を自治会長に行うための提供依頼があったとき。

※市報の配送先について、該当する番号に○をつけ、必要事項を御記入ください。

1 変更なし	(今までと同じところへ配送します。)		
2 変更あり (△月号から)	1 新自治会長の自宅	(上記住所地へ配送します。)	
	2 新自治会長の自宅以外	氏名	
		住所	
		電話	

本届出後の「市報配送先」及び「配布部数」の変更は、広報広聴課(内線 206)へ直接ご連絡ください。

事務局欄	名簿	就退	IPK	広報	自治会No.

メルくま受信状況回答書 記入例

取扱課：市民活動推進課

FAX : 048-521-0520

年 月 日

熊谷市自治会連合会会長 宛

熊谷市メール配信サービスメルくま 「防犯・交通安全情報」
受信登録 回答書

1	自治会名	△△自治会
2	自治会長名	星川 三郎
3	メルくま受信 登録状況について (該当するものに○)	(1) 引続き登録中です(登録者変更なし) (2) <u>新規登録</u>または<u>登録者変更</u>しました 変更後の情報を 記入してください 登録者名 【 会長 】 役 職 【 星川 三郎 】 (3) 登録できません/登録解除しました
※参考 登録状況 【 会長 】 前回(〇〇年)回答状況 登録者名 【 熊谷 太郎 】		

◆登録及び提出は 月 日()までをお願いします◆

【受信登録に当たってのお願い】

※会長が受信登録できない場合、役員のどなたかに受信登録の協力をお願いしてください。（役職のない方をメルくま受信登録者にすることもできます。）

※会長以外の方が受信登録者となった場合、受信した方がいち早く会長に伝達し自治会内での注意喚起へとつながるよう御協力をお願いします。

※登録方法がわからない等、不明な点がありましたら、事務局までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先（事務局）

市民活動推進課 自治振興係 TEL：048-524-1129

